

功労賞選考規定

第1条 日本公衆衛生学会功労賞（以下「功労賞」という）は、永年にわたる真摯な公衆衛生活動によりすぐれた業績を挙げ、本法人の発展に顕著な貢献をなした会員を顕彰する。

第2条 功労賞の受賞者は本法人の会員で、下記のすべての条件を満たす者とする。ただし、現役員は受賞対象から除く。

- (1) 満60歳以上の者
- (2) 本法人の会員歴20年以上の者
- (3) 評議員又は代議員歴10年以上の者
- (4) 公衆衛生分野の研究または実践活動において顕著な業績を残し、当法人の発展に貢献した者、あるいは学会長、理事長、日本公衆衛生雑誌編集委員長として、当法人の発展に尽力した者

2 受賞者数は若干名とする。

第3条 候補者の推薦は、次の書類を理事長に提出することをもって行う。

- (1) 候補者の氏名、生年月日、所属、所属先住所、略歴
- (2) 業績の概要（2000字以内）
- (3) 受賞対象となる業績目録（論文、報告書、著書、実践活動記録等）
- (4) 推薦書1通

2 候補者の推薦は、毎年4月1日から8月31日までの間に行う。

第4条 受賞者の選考は選考委員会（以下「委員会」という）において行う。

- 2 委員会は理事5人で構成する。
- 3 委員長は委員の互選による。
- 4 委員会は当該年度10月末日までに受賞候補者を理事会に推薦する。
- 5 理事会は委員会の推薦に基づき、受賞者を決定する。

第5条 表彰は日本公衆衛生学会総会において行う。受賞者には賞状等を贈呈する。

第6条 本規定の改正は、理事会の議決により行う。

（附則）

1. この規定は、2022年4月5日から施行する。